

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業 (平成 28 年度版)

助成金申請の手引き

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 10階

TEL: 03-5990-5066

e-mail: cnt-soeneshien@tokyokankyo.jp

ホームページ: [http:// www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kizon-solar/](http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kizon-solar/)

受付時間: 月曜日～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)

9:00～17:00

〈目次〉

～助成金を申請される皆様へ～	1
【事業のフロー】	2
1. 事業概要	4
2. 助成内容	
2. 1 助成対象者	6
(1) 住宅への再エネ・省エネの導入	
(2) 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム	
2. 2 設置機器等	6
2. 3 助成対象経費	8
2. 4 助成金額	9
(1) 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム	
(2) 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム	
3. 申請の方法	
3. 1 申請受付期間	10
3. 2 申請書類	10
3. 3 申請書類の提出	10
(1) 書類の提出方法	
(2) 問合せ先・申請書類提出先	
3. 4 交付の条件	11
3. 5 申請の撤回	11
3. 6 助成事業の計画変更に伴う申請	11
3. 7 実績の報告	11
3. 8 助成金の額の確定	12
3. 9 助成金の支払い	12
4. 助成金交付後の手続き等	
4. 1 報告	13
4. 2 事業者情報の変更	13
4. 3 事業の承継	13
4. 4 債権譲渡の禁止	13
4. 5 財産の管理及び処分	13
4. 6 処分の制限	13
4. 7 交付決定の取消し	14
4. 8 助成金の返還	14
4. 9 違約加算金	14
4. 10 延滞金	14
4. 11 他の助成金一部停止等	14
4. 12 個人情報の取扱い	14
5. 様式記入例	16
6. 要綱等	

～助成金を申請される皆様～

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業」（以下「本事業」という。）につきましては、東京都（以下「都」という。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としましても、不正受給などの助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

本事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

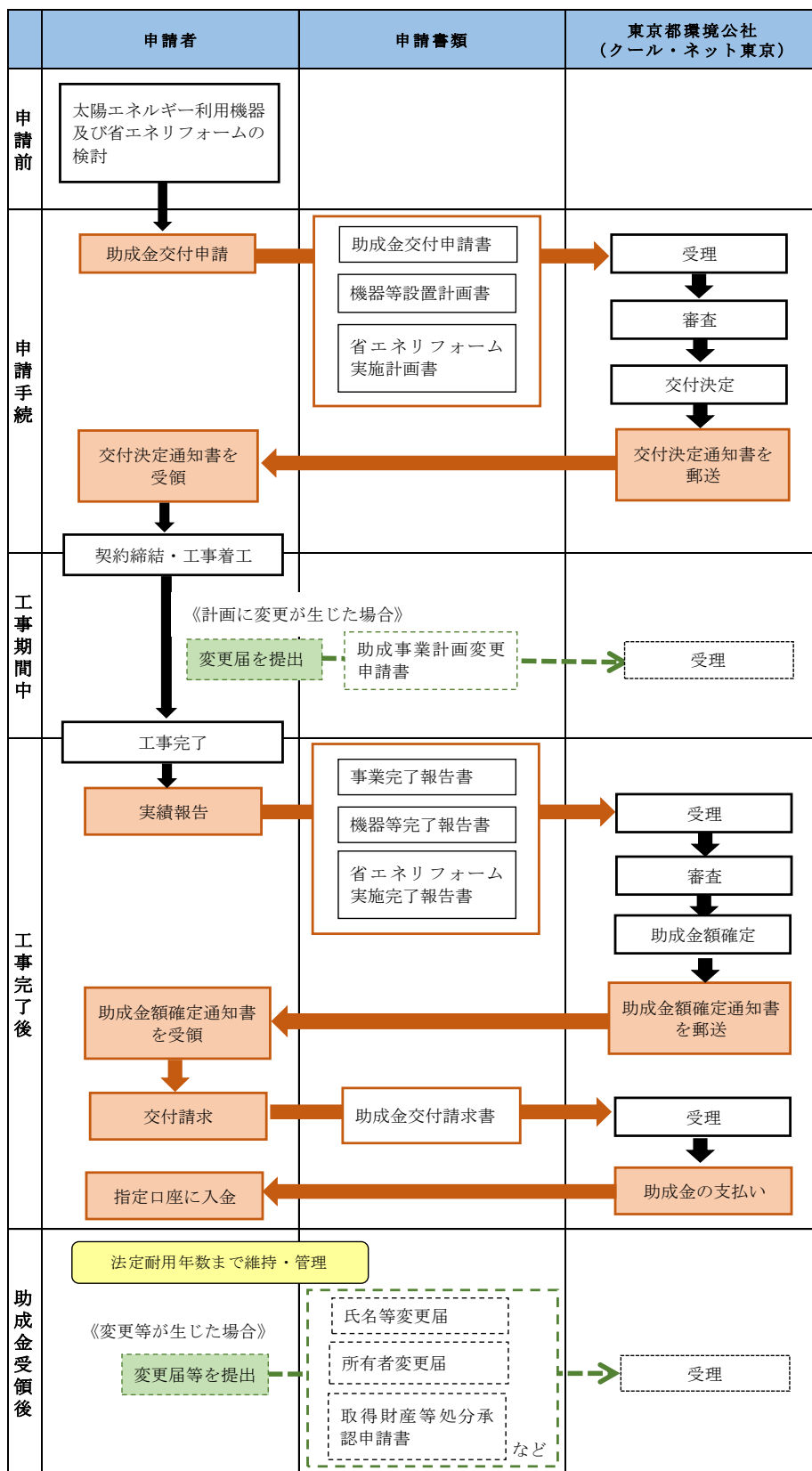
1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があつてはなりません。
2. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続代行者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に指定を受けました。

【事業のフロー】



(平成 28 年 6 月 30 日までの契約案件について)

本事業において、交付決定前に契約した機器等に係る経費は原則助成対象外ですが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに契約締結した案件で、平成 28 年 7 月 31 日までに交付申請を行う場合は、助成対象経費となる場合がありますので、公社へ個別にご相談ください。

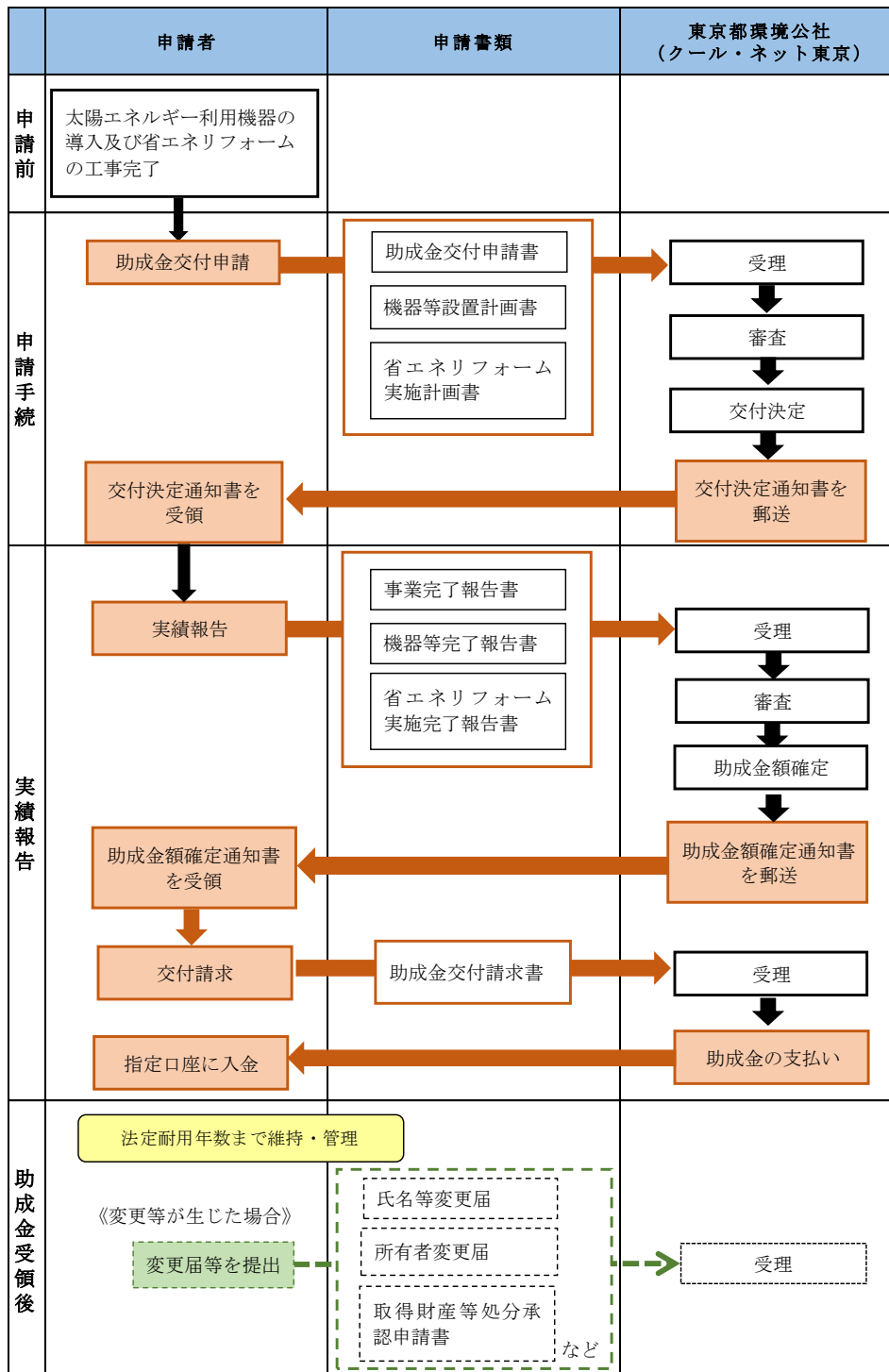
【事業のフロー（平成27年度に国事業による補助を受けている場合）】

本事業は、契約締結等の前に交付申請を行うこと（事前申請）が原則ですが、次の要件に該当する場合は、工事等の完了後に交付申請を行うこと（事後申請）とします。

詳細については公社へ個別にご相談ください。

（事後申請となる要件）

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が実施する「平成26年度既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業（補正予算に係るもの）」（国事業）の交付対象として平成27年4月1日以降にSIIの交付決定を受けたものであって、当該事業の額の確定通知を受けていること。

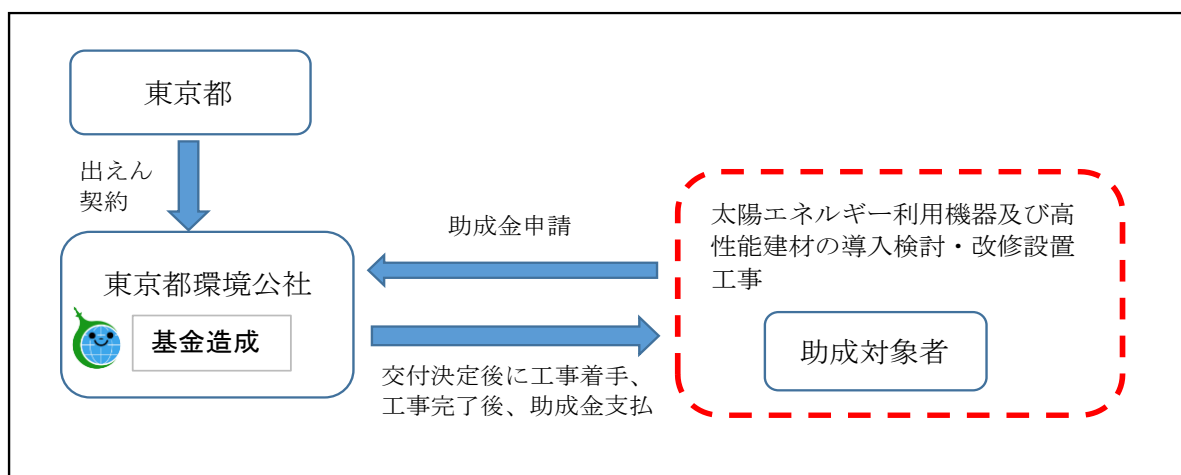


1.事業概要

本事業は、既存住宅における再生可能エネルギーの利用拡大及び住宅の省エネ性能の向上を目的とし、都からの出えんにより、平成27年度から平成28年度にかけて、公社に10億円の基金を造成します。この基金を財源に既存住宅における再生可能エネルギーの利用拡大及び住宅の省エネ性能の向上を図ることを目的に、住宅用太陽エネルギー利用機器の設置及び省エネルギー性能の高い高性能建材を活用した改修費用の一部を助成します。

この事業の実施については、「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業の申請をされる方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で手続きを行ってください。

スキーム図



【平成27年度からの変更点】

- ① 高性能建材の交付の条件を変更
一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が実施する「既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業」（国事業）の交付決定者以外でも申請が可能となります。
- ② HEMS等の導入を助成条件から削除
- ③ 事後申請制から事前申請制に変更
平成27年度においては、事後申請制（工事完了後に申請）としていましたが、平成28年度より、事前申請制（工事契約締結前に申請）に変更します。
※平成27年度に国事業の交付決定を受けた方は、平成28年度以降も引き続き事後申請制が適用されます。
- ④ 都内の空き家活用事業を追加
都内の空き家を社会福祉施設へ転用することを条件に太陽エネルギー利用機器の導入及び高性能建材を活用した省エネリフォームに係る費用の一部を助成します。

【助成対象事業の概要】

本助成における助成対象事業は次の（１）又は（２）に該当するものです。

（１）住宅における再エネ導入・省エネルギーフォーム^{※1}

住宅において、①及び②を合わせて行う場合、その費用の一部を助成します。

- | |
|--|
| <p>①高性能建材を活用した省エネルギーフォーム</p> <p>②太陽光発電・太陽熱利用システムの導入
(太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の場合は不要)</p> |
|--|

（２）空き家における再エネ導入・省エネルギーフォーム^{※2}

空き家において、①、②及び③を合わせて行う場合、①及び②の費用の一部を助成します。

- | |
|---|
| <p>①高性能建材を活用した省エネルギーフォーム</p> <p>②太陽光発電・太陽熱利用システムの導入
(太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の場合は不要)</p> <p>③空き家を社会福祉施設(都市型軽費老人ホーム又は認知症高齢者グループホーム)に改修し、事業者に賃貸すること</p> |
|---|

※1 「住宅における再エネ導入・省エネルギーフォーム」において、区市町村から交付される補助金のうち、次に該当するものとは併用できませんので、ご注意ください。

(本助成金と併用できない補助金)

- ①空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱(平成27年5月12日平成27都市住政第85号)第4(3)アの省エネ改修
(同交付要綱第4(3)アのバリアフリー改修、子育てに配慮した改修及び耐震改修工事との併用は可能です。)

※2 「空き家における再エネ導入・省エネルギーフォーム」において、区市町村から交付される補助金のうち、次の事業に該当するものと本助成金の助成対象経費を重複できないことから、助成対象経費の内訳を整理する必要がありますので、あらかじめ公社までご相談下さい。

(本助成金と助成対象経費の重複ができない補助金)

- ①認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱(平成27年5月27日26福保高施第2107号)の4に規定する事業
- ②都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱(平成25年6月23日22福保高施第586号)の4に規定する事業

2. 助成内容

2.1 助成対象者

(1) 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム

次の要件のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 既存住宅の所有者又は所有予定者（個人・法人）
- ② 集合住宅の管理組合又は管理組合法人
- ③ 上記①、②と共同で申請するリース事業者

注 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は助成対象外となります。

(2) 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム

所有する空き家[※]を社会福祉施設（認知症高齢者グループホーム又は都市型軽費老人ホーム）に改修し、社会福祉施設を運営しようとする事業者に賃貸する個人又は法人

※ 空き家とは、次のいずれかに該当する住宅をいいます。

- ① 3か月以上住まいの用に供していないこと。
- ② 公社が定める空き家バンク（空き家などの売買、賃貸等を希望する所有者からの申し込みを受け、利用希望者に対して紹介を行うシステムで、区市町村が運用するもの。）に登録されている住宅

2.2 設置機器等

【設置機器等の組合せ】

本事業へ申請する際は、原則として「(1) 太陽エネルギー利用機器の設置」と「(2) 高性能建材を活用した省エネリフォーム」の両方の実施が必須となります。

(1) 太陽エネルギー利用機器の設置		(2) 高性能建材を活用した省エネリフォーム		
システムの種類		部位	戸建住宅	集合住宅
①太陽光発電システム	+	窓	1つ以上の居室 で施工すること (居間、寝室等)	各住戸の1つ以上の 居室で施工すること
②太陽熱利用システム		床		窓と同時に 施工すること
		外壁		
		天井		

注1 「1つ以上の居室で施工すること」とは、当該居室の窓、床、外壁又は天井のいずれかの部位の全てに、高性能建材を活用した断熱改修工事を施すことを言います。ただし、窓においては、換気小窓、300mm×200mm以下のガラス窓、換気を目的としたジャロジー窓等を除きます。

注2 「(2) 高性能建材を活用した省エネリフォーム」と合わせて、次の省エネリフォームを実施する場合、当該省エネリフォームも助成対象となります。

- (1) 非居室（廊下、風呂場、玄関等）での、床、外壁及び天井の省エネリフォーム
- (2) 別の居室又は非居室にある窓の省エネリフォーム(任意の枚数・部分で行えます。)

注3 本事業における設置機器等の条件を満たす太陽エネルギー利用機器が既設である住宅の場合は、省エネリフォームの実施のみで本助成金を申請することができます。ただし、省エネリフォームの実施のみで申請した場合は、太陽エネルギー利用機器に係る助成金は交付されません。(省エネリフォームが既に実施されている場合に、太陽エネルギー利用機器の設置のみで本助成金を申請することはできません。)

【(1)太陽エネルギー利用機器の条件】

次の要件を満たす太陽エネルギー機器が対象となります。

共通事項	都内に設置されること。
太陽光発電システム	①助成対象住宅の住居の用に供する部分でシステムによる電気が使用されること。 ②システムを構成する太陽電池モジュールが次の <u>いずれか</u> の認証を受けたもの。 (1)一般財団法人電気安全環境研究所 (J E T) (2)国際電気標準会議 (I E C) の I E C E E - P V - F C S 制度に加盟する海外認証機関
太陽熱利用システム※	①助成対象住宅の住居の用に供する部分でシステムによる熱が使用されること。 ②太陽集熱器が次の <u>いずれか</u> を満たすもの。 (1)一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品 (B L 部品) 認定を受けたもの。 (2)日本工業規格 (J I S) に規定する太陽集熱器の基準相当の性能を持つもので会社が認めるもの。

※ 太陽熱温水器を設置した場合、当該太陽熱温水器に係る経費は助成対象外です。

注 太陽光発電システムについては、当センターが実施する同様の助成金を同時に受給することはできませんので、どちらか一方での申請を行ってください。また、機器費と工事費を分けて申請することもできません。

【平成 21 年度・22 年度に「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業」の補助金交付を受けた機器（太陽光発電システム又は太陽熱利用システム）に増設した場合について】

本事業の助成金交付申請を行うにあたり、平成 21 年度及び平成 22 年度に公社が実施した「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業」の補助金の交付を受けた機器（太陽光発電システム又は太陽熱利用システム）の一部として増設した場合は、当該導入促進事業に対して、別途手続きが必要となりますので、必ずお電話にてお問い合わせください。

【(2)高性能建材を活用した省エネリフォームの条件】

(1)高性能建材に係る条件

次の条件を満たす高性能断熱材を活用した省エネリフォーム（断熱改修工事）が対象となります。

- ①都内で、新規に設置される未使用品であること。
- ②S I I が実施する次のいずれかの事業において、補助対象として登録されているガラス、窓又は断熱材であること。

- ・平成 26 年度既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業（補正予算に係るもの）
- ・平成 27 年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金

注 該当製品の情報は、S I I のホームページ (URL <https://sii.or.jp/>) でご確認ください。

(2)省エネリフォーム（天井、外壁及び床）の施工条件

天井、外壁及び床で省エネリフォームを実施する場合、以下の施工条件を満たす必要があります。

改修箇所	施工条件	
	高性能建材の厚さ又は熱抵抗値	その他の条件
天井・外壁	厚さ：11cm 以上 又は 熱抵抗値：2.7 m ² ・K/W 以上	S I I が実施する事業において、施工業者が指定されている高性能建材を使用する場合は、当該施工業者が施工していること。
床	厚さ：9cm 以上 又は 熱抵抗値が：2.2 m ² ・K/W 以上	

2.3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

(1) 太陽光発電システム

助成対象経費	工事費	労務費、材料費、消耗品・雑材料費・運搬費等 太陽光発電システムの設置取付けと不可分の工事に必要な経費
助成対象外経費	設備費	機器本体（太陽電池モジュール）、付属機器（太陽光発電システムの設置に必要な架台、パワーコンディショナ、これらに付帯する設備等）等の購入に必要な経費
	工事費	屋根の補修費 （太陽光発電システムと直接関係のない経費） 基礎工事（機器の基礎工事を除く）
	その他経費	諸経費、消費税及び地方消費税等、工事に直接関係のない経費

(2) 太陽熱利用システム^{※1}

助成対象経費	設備費	機器本体及び付属機器
	工事費	設置・取付けに係る経費
助成対象外経費	設備費	補助熱源 ^{※2} 、太陽熱温水器の本体及び付属機器等
	工事費	補助熱源の設置費用及び撤去に係る費用
	その他経費	諸経費、消費税及び地方消費税等、工事に直接関係のない経費

※1 太陽熱温水器（自然循環式のもの。）の設置に必要な経費は除きます。

※2 補助熱源機が湯槽と一体であり補助対象経費を特定できない場合、補助熱源の種類により、助成対象経費から次に示す一定額を控除します。

補助熱源の種類		控除額
1	潜熱回収型でない給湯器をシステムに含むもの（3を除く。）	7万円/個
2	潜熱回収型給湯器をシステムに含むもの	10万円/個
3	ヒートポンプ式給湯器をシステムに含むもの	20万円/個

(3) 高性能建材を活用した省エネリフォーム

助成対象経費	材料費	高性能建材（窓、ガラス、断熱材等）の購入費
	工事費	労務費、直接経費、撤去費など 高性能建材の設置取付けと不可分の工事に必要な経費
助成対象外経費	その他経費	諸経費、消費税及び地方消費税等、工事に直接関係のない経費

注1 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のものは助成対象外となります。

注2 自社製品の調達分又は助成申請者に関する者からの調達分がある場合、経費から利益排除していただきます。

注3 次の場合を除き、交付決定前に契約を締結したものに係る経費は助成対象外です。

①SII が実施する「平成26年度既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業（補正予算に係るもの）」の交付対象として、平成27年4月1日以降に交付決定を受けたものであって、額の確定通知を受けている場合

②平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約締結し、平成28年7月31日までに本助成金の交付申請を行う場合

2.4 助成金額

本助成金の交付額は、助成対象別に、次に定める金額とします。

(1) 住宅における再エネ導入・省エネルギーフォーム

助成対象	助成金額	助成金の上限額
太陽光発電システム	①公称最大出力の合計値 ②パワーコンディショナの定格出力 ①と②のいずれか低い値 (KW) ×20,000 円/KW	戸建住宅 199,000 円 集合住宅 199,000 円×総戸数
太陽熱利用システム	70,000 円/m ² ×集熱面積 (m ²)	戸建住宅 500,000 円 集合住宅 500,000 円×総戸数
高性能建材を活用した省エネルギーフォーム	助成対象経費の 1/6	戸建住宅 750,000 円 集合住宅 750,000 円×総戸数

(2) 空き家における再エネ導入・省エネルギーフォーム

助成対象	助成金額	助成金の上限額
太陽光発電システム	①公称最大出力の合計値 ②パワーコンディショナの定格出力 ①と②のいずれか低い値 (KW) ×20,000 円/KW	199,000 円×入所定員
太陽熱利用システム	70,000 円/m ² ×集熱面積 (m ²)	500,000 円×入所定員
高性能建材を活用した省エネルギーフォーム	助成対象経費の 1/2	700,000 円×入所定員

※助成対象経費から助成対象システム・省エネルギーフォームに対して、国等（国、区市町村、その他の団体）が交付する補助金等を控除した額が上限額を下回る場合は当該控除額まで助成金を支給します。

$$\text{助成対象経費} - \text{国等の補助} = \text{控除額} < \text{上限額}$$

$$\text{助成金支給額}$$

3.申請の方法

3.1 申請受付期限

平成29年3月31日(金)(必着)まで

3.2 申請書類

「5. 様式記入例」(P15)を参考に必要な書類をご用意いただき、「正本1部、副本1部」を作成し、公社まで提出してください。なお、提出された申請書類は、原則、返却いたしませんので、申請者用として控えを1部をご用意ください。

申請書類の様式は、公社のホームページからダウンロードしていただき、ご活用ください。

(URL <http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kizon-solar/>)

※ 申請書類を手書きで記載する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できませんのでご注意願います。

3.3 申請書類の提出

(1) 書類の提出方法

郵送又は受付窓口へ申請書類をご提出ください。

なお、申請書類を受付窓口へご提出される際は、事前にご連絡のうえご来社ください。

注1 申請書類及び添付書類等については、交付要綱第29条第2項に定める場合を除き使用しません。

注2 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないうち、提出前にご確認ください。

注3 申請書類について、公社より修正をお願いする場合がございます。

注4 提出された申請書類及び添付資料は、原則、返却いたしません。

注5 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出いただき、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いします。

(2) 問合せ先・申請書類提出先

〒163-0810

東京都新宿西新宿2-4-1 新宿NSビル10F

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

創エネ支援チーム Tel 03-5990-5066

受付時間:月曜日~金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)9:00~17:00

3.4 交付の条件

助成金の交付を受ける事業者には次の条件が付されます。

- (1) 助成金を受けた設置機器等について、設置機器等を設置した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (2) 住宅への再エネ・省エネ導入を実施する助成事業者は、助成対象住宅における事業実施前と事業実施後のエネルギー消費量に係る情報等について、都から報告を求められたときは、これに応じる。
- (3) 本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社が求めたときは、公社の指定する期日までに提供すること。
- (4) 助成事業に要する経費について本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。
- (5) 住宅への再エネ・省エネ導入を実施する助成事業者は、空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱（27 都市住政第 85 号）に規定する省エネ改修について、区市町村から交付される補助金等を受給しないこと。
- (6) 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム事業を実施する助成事業者は、助成対象経費について認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱（26 福保高施第 2107 号）及び都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱（22 福保高施第 586 号）に規定する事業により、区市町村から交付される補助金等を受給しないこと。
- (7) 交付要綱その他法令を遵守すること。

助成金支払後、エネルギー消費に係る情報（電気代、ガス代等）について、(2) 及び (3) に基づく情報提供を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3.5 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し疑義があるなど、やむを得ない事由がある場合、助成金交付決定通知書を受領した日から 1 週間以内に「助成金交付申請撤回届出書（第 6 号様式）」を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

3.6 助成事業の計画変更に伴う申請

助成事業を実施する際に、変更が生じた場合、あらかじめ「助成事業計画変更申請書（第 9 号様式）」を提出してください。

変更申請が必要な手続きの例

- ・助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- その他、詳細については、事前に公社までご相談ください。

3.7 実績の報告

助成事業者は設置機器等の工事が完了し、工事代金の支払完了後 30 日以内に「事業完了報告書（第 12 号様式）」を提出していただきます。

注 提出期限を過ぎると、受理しない場合がありますので、十分にご注意ください。なお、報告の最終提出期限は平成 29 年 9 月 30 日ですので、平成 28 年度末頃等に申請する場合は、施工計画にご注意ください。

3.8 助成金の額の確定

公社は、助成事業者から提出された「事業完了報告書」について、書類審査・現地調査等を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の予算の範囲内で、助成金の額を確定し、「助成金確定通知書（第14号様式）」で助成事業者に助成金交付確定額を通知します。

- (1) 審査の過程で、書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行うことがあります。その際はご協力をお願いいたします
- (2) 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますので予めご了承ください。
- (3) 選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費については、助成対象者が負担してください。
- (4) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
 - ※ 助成金の交付決定通知書は、郵送にて行います。送付先は、原則、助成対象者宛てになります。助成対象機器等の設置場所が助成対象者の住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんので、ご注意ください。
 - ※ リース事業者との共同申請の場合、リース金額から助成金相当額が減額されていることを確認することが必要となります。
 - ※ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合等において、不交付の決定を行う場合があります。不交付とする場合についても、助成対象者に対しその結果を通知します。

3.9 助成金の支払い

助成事業者は「助成金確定通知書」を受領後、助成金を受けようとするときは、「助成金交付請求書（第15号様式）」を公社へ提出してください。

公社は助成事業者から助成金交付請求書を受領後、助成金をお支払いします。

- ※ リース契約等の場合、助成金の支払はリース事業者となります。
- ※ 助成金交付請求書に不備がある場合、助成金の支払いが遅れる場合があります。
- ※ 振込に係る手数料は、公社が負担します。

4.助成金交付後の手続き等

4.1 報告

助成事業者は、法定耐用年数の期間は、本事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理を行っていただきますが、以下に該当する場合は、公社への報告をしていただきます。

- ① 法定耐用年数の期間に助成事業者の住所等の変更が生じた場合
→第10号様式を公社へ提出してください。
- ② 法定耐用年数の期間に取得財産を譲渡した場合
→第17号様式を公社へ提出してください。

対象システムの法定耐用年数

太陽光発電システム	17年
太陽熱利用システム	15年
高性能建材	10年

4.2 事業者情報の変更

助成事業者の住所等の変更があった場合、速やかに「住所等変更届（第10号様式）」を提出してください。

助成事業者	事業者情報の変更内容
個人	住所等
法人（管理組合を含む）	法人名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

4.3 事業の承継

助成事業者が相続、法人の合併、分割等又はリース契約における所有権の移転等、地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（承継者）は速やかに「助成事業継続実施承認申請書（第7号様式）」を公社に提出してください。

承継内容に問題がない場合、公社から承継者宛てに「助成事業継続実施（承認・不承認）通知書（第8号様式）」を通知します。

内容を審査し、内容に問題がある場合、承認しない場合もあります。

4.4 債権譲渡の禁止

助成事業者は交付決定によって生じる権利の全部又は一部について第三者に譲渡又は承継することはできません。ただし、事前に公社の承認を得た場合はこの限りではありません。

4.5 財産の管理及び処分

助成事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）に取得財産等の譲渡等（次条第1項に規定する譲渡を除く。）により当該取得財産等の所有者が変更した場合、速やかに「所有者（助成事業者）変更届（第16号様式）」を公社に提出してください。

4.6 処分の制限

- (1) 助成事業者は、取得財産等については、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上のものを法定耐用年数の期間

内に処分するときは、あらかじめ「取得財産処分等処分承認申請書」（第 17 号様式）を提出し、公社の承認を受けなければなりません。

- (3) 取得財産等の処分について承認を受けようとする場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。
- (4) リース契約等のサービス契約期間が助成対象となる設備の処分制限期間より短い場合、処分制限期間を超える期間で再契約等の手続きを行ってください。

4.7 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
 - ① 国事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
 - ② 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ③ 助成金交付決定の内容、又はこれに付した条件その他法令に違反し、交付要綱に基づく公社の請求に応じないとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知します。

4.8 助成金の返還

助成事業者による業務内容の虚偽申請、助成金等の重複受給、その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。なお、公社が取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部または一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、公社からの助成金返還請求を受けて当該助成金を返還したときは、「助成金返還報告書」（第 19 号様式）により公社に報告する必要があります。

4.9 違約加算金

- (1) 助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は助成事業者に対し、本助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く）に応じて、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- (2) 助成事業者は、(1) による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.10 延滞金

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに当該返還金（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- (2) 助成事業者は、(1) による延滞金の納付の請求を受けたときには、これを公社に納付しなければなりません。

4.11 他の助成金の一時停止等

公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

4.12 個人情報の取扱い

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び区市町村が行う補助金等の交付事業に関わる目的のみに使用します。

また、公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が国、自治体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、自治体等と協議の上、当該国、自治体等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

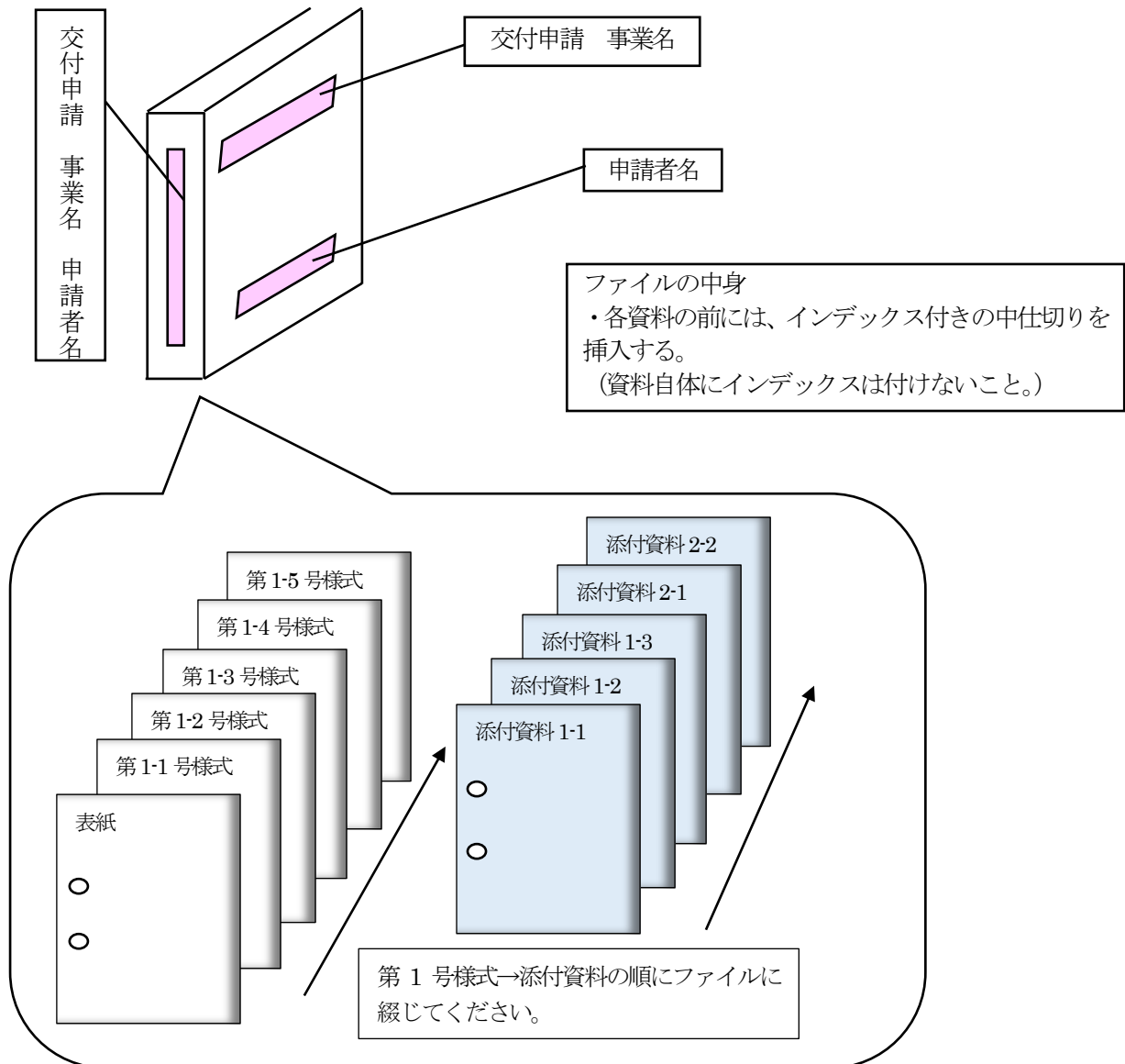
5. 様式記入例

(1) 申請書類のファイリング方法

提出する書類はファイル綴りとし、資料ごとにインデックスを使用してください。
必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3 折りたたみ可）としてください。

※表紙と背表紙には、事業の名称を記入します。

(イメージ図)



(2) 申請書類チェックリスト

申請書類チェックリスト

1. 申請時

(1) 様式

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考
	個人		法人		管理組合			
	個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	○	○	第1-1号様式
2	機器等設置計画書 (高性能建材用)	○	○	○	○	○	○	第1-2号様式
3	機器等設置計画書 (太陽光発電システム用)	○	○	○	○	○	○	第1-3号様式
4	機器等設置計画書 (太陽熱利用システム用)	○	○	○	○	○	○	第1-4号様式
5	機器等設置計画書 (太陽熱温水器用)	○	○	○	○	○	○	第1-5号様式
6	省エネルギーフォーム実施計画書	○	○	○	○	○	○	第3号様式

※1-1号様式は申請者によって書類が異なります。下記の表のとおり请使用してください。

1	個人	単独申請	住宅の所有者(個人)又は管理組合用
		リース事業者と共同申請	共同申請用(住宅の所有者(個人)又は管理組合用)
2	法人	単独申請	住宅の所有者(法人)又は管理組合法人用
		リース事業者と共同申請	共同申請用(住宅の所有者(法人)又は管理組合法人用)

(2) 添付書類

① 助成金交付申請書

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考
	個人		法人		管理組合			
	個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
1-1	助成対象者の本人確認書類(写し)	○	○	-	-	-	-	①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④日本国パスポート、⑤在留カード、⑥特別永住者証明書、⑦身体障害者手帳、⑧療育手帳、⑨精神障害者保健福祉手帳の内いずれか一つの書類 ※助成対象者が個人(法人格のない管理組合の代表者を含む。以下同じ。)の場合のみ提出すること
1-2	助成対象者の印鑑登録証明書(写し)	○	○	-	-	-	-	発行後3ヵ月以内のもの ※助成対象者が個人の場合のみ提出すること
1-3	住宅の所有者に係る法人申請者実在証明書(写し)	-	-	○	○	○	○	法人・商業登記現在事項証明書、法人・商業登記の履歴事項証明書、法人印の印鑑登録証明の内いずれか一つの書類 ※法人(管理組合法人)の場合のみ提出すること
1-4	誓約書	○	○	○	○	○	○	第2号様式
1-5	助成対象住宅の「登記事項証明書」(写し)	○	○	○	○	○	○	①発効後6ヵ月以内のもの ②助成対象住宅が都内にあり、かつ居住等であることを確認できるもの ※住宅の所有を予定している場合には提出不要
1-6	助成対象住宅の購入に係る契約書(写し)	○	○	○	○	-	-	住宅の所有を予定している場合に提出すること。
1-7	助成対象住宅の全景写真	○	○	○	○	○	○	
1-8	集合住宅の戸数が確認できる書類(写し)	○	○	○	○	○	○	※助成対象住宅が集合住宅の場合のみ提出すること
1-9	助成対象住宅に係る管理規約(写し)	-	-	-	-	○	○	※助成対象者が管理組合の代表者又は管理組合法人の場合のみ提出すること。
1-10	設置機器等の設置に係る決議書等(写し)	-	-	-	-	○	○	※助成対象者が管理組合の代表者又は管理組合法人の場合のみ提出すること。
1-11	助成対象住宅における社会福祉施設の開設予定に係る書類	○	○	○	○	-	-	※空き家における再エネ導入・省エネリフォームを実施する場合に提出すること
1-12	建物の賃貸借契約書(案)等	○	○	○	○	-	-	※空き家における再エネ導入・省エネリフォームを実施する場合に提出すること
1-13	その他公社が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	助成金交付申請書の電子データ(第1-1、1-2、1-3、1-4、1-5号様式)等

②機器等設置計画書(高性能建材用)及び省エネルギー実施計画書

必要書類		助成事業者種別						チェック欄	備考
		個人		法人		管理組合			
		個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
2-1	省エネルギーに係る助成対象経費の積算に関する根拠書類(見積書等)の写し	○	○	○	○	○	○	①経費の費目及び助成対象経費が明確に判別できるものであること ②機器等設置計画書(高性能建材用)に記載された工事内容が確認できること。	
2-2	製品カタログ等	○	○	○	○	○	○	①実施要綱第3 4の要件に適合することを証明する書類(写し) ②製品カタログ等から適合条件が確認できない場合は、要件に適合することがわかる証明書を提出すること。	
2-3	省エネルギー前の施工箇所の写真	○	○	○	○	○	○		
2-4	建物の平面図	○	○	○	○	○	○	省エネルギー実施計画書に記載した工事内容が確認できるように、番号や図示すること。	
2-5	建物の立面図	○	○	○	○	○	○	①外壁の断熱改修工事を実施する場合に提出すること。 ②省エネルギー実施計画書に記載した工事内容が確認できるように、番号や図示すること。	
2-6	高性能建材に係るリース契約書(案)等	-	○	-	○	-	○	※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること。	
2-7	リース事業者等の実在証明書類(写し)	-	○	-	○	-	○	法人・商業登記現在事項証明書、法人・商業登記の履歴事項証明書、法人印の印鑑登録証明の内いずれか一つの書類 ※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	
2-8	リース事業者の財務諸表(写し)	-	○	-	○	-	○	※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	
2-9	リース料金の算定根拠を示す書類(写し)	-	○	-	○	-	○	助成金相当額が減額されていることが確認できること。 ※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	

③機器等設置計画書(太陽光発電システム用)

必要書類		助成事業者種別						チェック欄	備考
		個人		法人		管理組合			
		個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
3-1	製品カタログ等	○	○	○	○	○	○	①交付要綱第4条第1項第1号アの要件に適合することを証明する書類(写し) ※1 ②製品カタログ等から適合条件が確認できない場合は、要件に適合することがわかる証明書を提出すること。	
3-2	交付要綱第7条第1号アのパワーコンディショナの出力を証明する書類(写し)	○	○	○	○	○	○	製品カタログ等	
3-3	太陽光発電システムの設置に係る助成対象経費の積算に関する根拠書類(見積書等)の写し	○	○	○	○	○	○	経費の費目及び助成対象経費が明確に判別できるようにすること	
3-4	太陽光発電システムに係るリース契約書類(案)等	-	○	-	○	-	○	※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	
3-5	リース事業者の財務諸表(写し)	-	○	-	○	-	○	※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	
3-6	リース料金の算定根拠を示す書類(写し)	-	○	-	○	-	○	助成金相当額が減額されていることが確認できること。 ※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	

※1 詳細は助成金交付要綱をご参照ください。

④機器等設置計画書(太陽熱利用システム用)

必要書類		助成事業者種別						チェック欄	備考
		個人		法人		管理組合			
		個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
4-1	製品カタログ等	○	○	○	○	○	○	①交付要綱第4条第1項第2号アの要件に適合することを証明する書類(写し) ※1 ②製品カタログ等から適合条件が確認できない場合は、要件に適合することがわかる証明書を提出すること。	
4-2	太陽熱利用システムの設置に係る助成対象経費の積算に関する根拠書類(見積書等)(写し)	○	○	○	○	○	○	経費の費目及び助成対象経費が明確に判別できるようにすること	
4-3	太陽熱利用システムに係るリース契約書(案)等	○	○	○	○	○	○	※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	
4-4	リース事業者の財務諸表(写し)	—	○	—	○	—	○	※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	
4-5	リース料金の算定根拠を示す書類(写し)	—	○	—	○	—	○	助成金相当額が減額されていることが確認できること。 ※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること	

※1 詳細は助成金交付要綱をご参照ください。

⑤機器等設置計画書(太陽熱温水器)

必要書類		助成事業者種別						チェック欄	備考
		個人		法人		管理組合			
		個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
5-7	製品カタログ等	○	○	○	○	○	○	①交付要綱第4条第2号アに示す要件に適合することを証明する書類(写し) ※1 ②製品カタログ等から適合条件が確認できない場合は、要件に適合することがわかる証明書を提出すること。	

※1 詳細は助成金交付要綱をご参照ください。

申請書類チェックリスト

2.完了時

(1)様式

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考
	個人		法人		管理組合			
	個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
1	事業完了報告書	○	○	○	○	○	○	第12-1号様式
2	機器等完了報告書 (高性能建材用)	○	○	○	○	○	○	第12-2号様式
3	機器等完了報告書 (太陽光発電システム用)	○	○	○	○	○	○	第12-3号様式
4	機器等完了報告書 (太陽熱利用システム用)	○	○	○	○	○	○	第12-4号様式
5	機器等設置完了報告書 (太陽熱温水器)	○	○	○	○	○	○	第12-5号様式
6	省エネリフォーム実施完了報告書	○	○	○	○	○	○	第13号様式

※1-1号様式は申請者によって書類が異なります。下記の表のとおりに使用してください。

1	個人	単独申請	住宅の所有者(個人)又は管理組合用
		リース事業者と共同申請	共同申請用(住宅の所有者(個人)又は管理組合用)
2	法人	単独申請	住宅の所有者(法人)又は管理組合法人用
		リース事業者と共同申請	共同申請用(住宅の所有者(法人)又は管理組合法人用)

(2)添付書類

①事業完了報告書

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考
	個人		法人		管理組合			
	個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
1-1	助成対象住宅の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	①助成対象者が、交付申請時に助成対象住宅を購入し所有を予定している場合のみ提出すること。 ②助成対象者が住宅を所有したことを確認できるもの。
1-2	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写し)	○	○	○	○	○	○	①国等の補助金等の交付を受ける場合のみ提出すること。 ②公社から指示があった場合、国等の補助金に係る交付要綱、提出書類等を提出すること。
1-3	社会福祉施設として助成対象住宅を活用することを証明する書類	○	○	○	○	○	○	①空き家における再エネ導入・省エネリフォームを実施する場合のみ提出すること。 ②介護保険事業所指定通知書(写し)を提出すること。
1-4	その他公社が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	事業完了報告書の電子データ(第12-1、12-2、12-3、12-4、12-5号様式、第13号様式)等

②機器等完了報告書(高性能建材用)及び省エネリフォーム実施完了報告書

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考
	個人		法人		管理組合			
	個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
2-1	工事施工中及び施工後の写真	○	○	○	○	○	○	施工箇所がわかるように撮影すること。
2-2	省エネリフォームに係る領収書(写し)	○	○	○	○	○	○	領収書の日付が、交付決定通知日以降のもの。 ※1
2-3	省エネリフォームに係る工事請負契約書(写し)	○	○	○	○	○	○	契約締結日の日付が、交付決定通知日以降のもの。 ※1
2-4	出荷証明書等(写し)又は施工証明書(写し)	○	○	○	○	○	○	①国補助事業において、施工業者が指定されていない高性能建材については、出荷証明書(写し)を提出すること。 ②国補助事業において、施工業者が指定されている高性能建材については、施工証明書(写し)を提出すること。
2-5	高性能建材に係るリース契約書等(写し)	○	○	○	○	○	○	リース契約締結日が交付決定通知日以降のもの。 ※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること。

※1 ただし、次の場合を除きます。

- ①平成26年度国補正事業の交付対象として、平成26年度国補正事業の額の確定通知を受けている場合。
- ②平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約締結した案件で、平成28年7月31日までに交付申請を行う場合。

③機器等完了報告書(太陽光発電システム用)

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考
	個人		法人		管理組合			
	個人	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請		
3-1	太陽光発電システムの保証書(写し)	○	○	○	○	○	○	
3-2	太陽光発電システムの領収書(写し)	○	○	○	○	○	○	領収日が交付決定通知日以降のもの。 ※1
3-3	太陽光発電システムの設置状態を示す写真	○	○	○	○	○	○	
3-4	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書(写し)	○	○	○	○	○	○	契約締結日が交付決定通知日以降のもの。 ※1
3-5	太陽光発電システムに係るリース契約書等(写し)	○	○	○	○	○	○	リース契約締結日が交付決定通知日以降のもの。 ※1 ※リース事業者と共同で申請する場合に提出すること
3-6	その他公社が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	事業完了報告書の電子データ(第12-1、12-2、12-3、12-4、12-5号様式)等

※1 ただし、次の場合を除きます。

- ①平成26年度国補正事業の交付対象として、平成26年度国補正事業の額の確定通知を受けている場合。
- ②平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約締結した案件で、平成28年7月31日までに交付申請を行う場合。

④機器等完了報告書(太陽熱利用システム用)

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考	
	個人		法人		管理組合				
	個人申請	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請			
4-1	太陽熱利用システムの保証書(写し)								
4-2	太陽熱利用システムの領収書(写し)								領収日が交付決定通知日以降のもの。※1
4-3	太陽熱利用システムの設置状態を示す写真								
4-4	太陽熱利用システムの設置に係る工事請負契約書(写し)								契約締結日が交付決定通知日以降のもの。※1
4-5	太陽熱利用システムに係るリース契約書等(写し)								リース契約締結日が交付決定通知日以降のもの。※1
4-6	その他当社が必要と認める書類								事業完了報告書の電子データ(第12-1、12-2、12-3、12-4、12-5号様式)等

※1 ただし、次の場合を除きます。

- ①平成26年度国補正事業の交付対象として、平成26年度国補正事業の額の確定通知を受けている場合。
- ②平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約締結した案件で、平成28年7月31日までに交付申請を行う場合。

⑤機器等完了報告書(太陽熱温水器)

必要書類	助成事業者種別						チェック欄	備考	
	個人		法人		管理組合				
	個人申請	共同申請	法人	共同申請	管理組合	共同申請			
5-7	太陽熱利用システムの設置状態を示す写真								

(3) 様式記載例
申請時

第1-1号様式(第8条関係)

平成 ○○年 ○○月 ○○日
公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

提出日を記入してください。

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付申請書
(住宅の所有者(個人)又は管理組合用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業交付要綱」第8条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

個人又は管理組合が申請する場合は、こちらの様式を使用してください。

(1) 住宅の所有者(個人)又は管理組合

管理組合で申請する場合は、代表者名を記入してください。

住所	〒 ●●●-○○○ 東京都○○区○○○ ●-●●●			
氏名	フリガナ	カンキョウタロウ	電話番号	○○-○○○-○○○
		環境 太郎	FAX番号	○○-○○○-○○○
			メールアドレス	△△△△@□□□.○○.○○
助成対象住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 空き家(改修後の用途: _____、入所定員: _____名)		総戸数	1 戸
助成対象住宅の住所	〒 ●●●-○○○ 東京都○○区○○○ ●-●●●			
管理組合名*	フリガナ			
管理組合住所*	〒			
住宅の所有者(個人)又は管理組合代表者の実印	既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付申請書の提出に当たり、交付要綱の規定を遵守することに同意し、本申請書の内容に間違いがないことを確認したうえで、捺印します。			<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 実 印 </div>

空き家における再エネ導入・省エネリフォームを実施する場合、「空き家」を選択し、改修後の用途、入所定員を記入してください。

※管理組合の場合に記入すること。

(2) 設置機器等に係る情報

名称	導入規模等
<input checked="" type="checkbox"/> 高性能建材	改修部位 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 床 <input checked="" type="checkbox"/> 天井)
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	4.00 kW
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	m ²
<input type="checkbox"/> 太陽熱温水器	m ²

(3) 助成金申請額

設置機器等名	助成金上限額	助成金申請額
<input checked="" type="checkbox"/> 高性能建材	376,480 円	62,700 円
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	199,000 円	80,000 円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	円	円
合 計		142,700 円

様式1-2、1-3、1-4等、該当する様式と数値が一致していることを確認してください。

(4) 国の補助金等に関する情報

① 国の事業

申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> 申請予定なし		
事業名			
交付業務等 実施団体名		助成金交付額 (予定)	円

② 区市町村その他の団体の事業

申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> 申請予定なし		
事業名			
区市町村等名		助成金交付額 (予定)	円

注 空き家における再エネ導入・省エネリフォームを実施する場合にあつては、社会福祉施設の整備に対する補助に関する情報も記入すること。

機器等設置計画書(高性能建材用)

(1) 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム

省エネリフォーム実施計画書に記載される金額と一致させること。

① 助成対象経費の内訳

改修部位	事業費(税抜)		
	助成対象事業に要する経費(A)	助成対象外経費(B)	助成対象経費(A)-(B)
窓	207,000 円	0 円	207,000 円
天井・外壁・床	169,480 円	0 円	169,480 円
合計金額	376,480 円	0 円	376,480 円

② 助成上限額

助成対象経費(A)	都と重複する国等の補助金額(B)	上限額(計算①) $(C) = (A) - (B)$
376,480 円	0 円	376,480 円

戸数(D)	助成上限単価(E)	上限額(計算②) $(F) = (D) \times (E)$
1 戸	750,000 円	750,000 円

助成金上限額*
376,480 円

※(C)と(F)のうち、低い額を記入すること。

③ 助成金申請額

補助対象経費(A)	算定助成金額 $(B) = (A) \times 1/6$	助成上限額(C)	助成申請額**2
376,480 円	62,700 円	750,000 円	62,700 円

※2 (B)と(C)のうち、低い額を記入すること。

100円未満は切捨てになります。

太陽光発電システムを設置する場合にこの様式を提出してください。

(1) 太陽電池モジュール等に係る情報

既設・新設	<input type="checkbox"/> 既設 <input checked="" type="checkbox"/> 新設
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> その他()
電力使用場所 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 共用部 <input checked="" type="checkbox"/> 各住戸
太陽電池モジュール性能 ^{※2}	<input checked="" type="checkbox"/> JET認証を満たすもの <input type="checkbox"/> 海外認証機関による認証を満たすもの ^{※2}
太陽電池モジュールのメーカー名 ^{※2}	〇〇〇〇〇〇株式会社
太陽電池モジュールの形式名 ^{※2}	〇〇〇〇〇〇
太陽電池の最大出力の合計値(A)	4.0 kW
パワーコンディショナの定格出力(B)	4.0 kW
助成額算定基準出力 ^{※3}	4.0 kW

※1 助成対象住宅の種別が戸建住宅の場合は各住戸を選択すること。

※2 システム概要及び性能を証明する書類(カタログ等)を提出すること。

※3 (A)と(B)のうち、低い値を記入すること。

(2) 助成対象経費の内訳(既設の場合は記入しないこと)

費目	事業費(税抜)		
	助成対象事業に要する経費(A)	助成対象外経費(B)	助成対象経費(A)-(B)
工事費	300,000 円	0 円	300,000 円
その他 [※]	1,300,000 円	1,300,000 円	円
合計金額	1,600,000 円	1,300,000 円	300,000 円

※助成対象外の経費(太陽電池モジュールの設備費を含む)

(3) 助成金上限額(既設の場合は記入しないこと)

助成対象経費(A)	都と重複する国等の補助金額(B)	上限額(計算①)(C)=(A)-(B)	戸数(D)	助成上限単価(E)	上限額(計算②)(F)=(D)×(E)
300,000 円	0 円	300,000 円	1 戸	199,000 円	199,000 円

助成金上限額 [※]
199,000 円

※(C)と(F)のうち、低い額を記入すること

(4) 助成金申請額(既設の場合は記入しないこと)

助成額算定基準出力(A)	助成単価(B)	算定助成額(C)=(A)×(B)	助成金上限額(D)	助成金申請額 [※]
4.0 kW	20,000 円	80,000 円	199,000 円	80,000 円

※(C)と(D)のうち、低い額を記入すること

機器等設置計画書(太陽熱利用システム用)

太陽熱利用システムを設置する場合にこの様式を提出してください。

(1) 太陽熱利用システムに係る情報

既設・新設	<input type="checkbox"/> 既設	<input checked="" type="checkbox"/> 新設
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上	<input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> その他()
太陽熱使用用途	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯	<input type="checkbox"/> 暖房 <input type="checkbox"/> 給湯及び暖房
太陽熱使用場所 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 共用部	<input checked="" type="checkbox"/> 各住戸
システム性能 ^{※2}	<input checked="" type="checkbox"/> BL部品認定を受けたもの <input type="checkbox"/> JISに規定する基準相当の性能を持つもの	
システム概要 ^{※2}	メーカー名	〇〇〇〇〇〇株式会社
	システムの形式番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
	集熱器の形式番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
集熱器の面積の合計 (助成額算定基準面積)	4.00 m ²	

※1 助成対象住宅の種別が戸建住宅の場合は各住戸を選択すること。

※2 システム概要及び性能を証明する書類(カタログ等)を提出すること。

(2) 助成対象経費の内訳(既設の場合は記入しないこと)

費目	事業費(税抜)		
	助成対象事業に要する経費(A)	助成対象外経費(B)	助成対象経費(A)-(B)
設備費	800,000 円	0 円	800,000 円
工事費	300,000 円	0 円	300,000 円
その他 [*]	150,000 円	150,000 円	円
小計	1,250,000 円	150,000 円	1,100,000 円

※助成対象外の経費

(3) 助成金上限額(既設の場合は記入しないこと)

助成対象経費(A)	都と重複する国等の補助金額(B)	上限額(計算①)(C)=(A)-(B)	戸数(D)	助成上限単価(E)	上限額(計算②)(F)=(D)×(E)
1,100,000 円	0 円	1,100,000 円	1 戸	500,000 円	500,000 円

助成金上限額 [※]
500,000 円

※(C)と(F)のうち、低い額を記入すること

(4) 助成金交付申請額(既設の場合は記入しないこと)

助成額算定基準面積(A)	助成単価(B)	算定助成額(C)=(A)×(B)	助成金上限額(D)	助成金申請額 [*]
4.00 m ²	70,000 円	280,000 円	500,000 円	280,000 円

※(C)と(D)のうち、低い額を記入すること。

太陽熱温水器を設置する場合
にこの様式を提出してください。

太陽熱温水器に係る情報

設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> その他()	
固定方法	<input type="checkbox"/> 建材一体型 <input checked="" type="checkbox"/> 架台設置型 <input type="checkbox"/> その他()	
太陽熱使用場所 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 共用部 <input checked="" type="checkbox"/> 各住戸	
システム性能 ^{※2}	<input checked="" type="checkbox"/> BL部品認定を受けたもの <input type="checkbox"/> JISに規定する基準相当の性能を持つもの	
システム概要 ^{※2}	メーカー名	〇〇〇〇株式会社
	システムの形式番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇
	集熱器の形式番号	〇〇〇〇△△△△△
集熱器の面積の合計	4.00	m ²

※1 助成対象住宅の種別が戸建住宅の場合は各住戸を選択すること。

※2 システム概要及び性能を証明する書類(カタログ等)を提出すること。

省エネルギーフォーム使用高性能建材一覧(窓の断熱改修工事)

番号*	施工方法	国補助登録番号	メーカー名	製品名	製品型番	窓サイズ(mm)		備考
						幅(W)	高さ(H)	
W- 1	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W- 2	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W- 3	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W- 4	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								

図面と番号が一致するようにしてください。

プルダウンメニューより、内窓、外窓、ガラス交換から選択してください。

カタログ等に記載されている値と一致させること。

※番号に対応する改修部位を平面図に明記すること

省エネルギーフォーム使用高性能建材一覧(天井・外壁・床の断熱改修工事)

工事種目	番号 ※1	構成	国補助 登録番号	断熱材の種類	厚み (mm)	熱 伝導率 (λ値) ※2	熱 抵抗値 (R値) ※2	合計 熱 抵抗値 (R値) ※2	備考
天井	C-	1層目							
		2層目							
	C-	1層目							
		2層目							
	C-	1層目							
		2層目							
外壁	OW-	1層目							
		2層目							
	OW-	1層目							
		2層目							
	OW-	1層目							
		2層目							
床	F- 1	1層目	〇〇〇〇〇	真空断熱材	-	0.002	-	0.002	
		2層目							
	F-	1層目							
		2層目							
	F-	1層目							
		2層目							

※1 番号に対応する改修部位を平面図に明記すること

※2 厚みが110mm未満(天井・外壁)又は90mm(床)である場合に記入する

吹込み・吹付け・真空断熱材等の
製品を申請する場合は、施工業者
の情報を記入してください。

■国補助事業において、施工業者が指定されている場合は、施工業者の情報に記載すること。

工事種目	施工業者名	支店名

費用明細書(窓の断熱改修工事)

①材料費

国補助 登録番号	製品名	窓サイズ(mm)		窓数 (枚)	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考	
		幅(W)	高さ(H)					
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	730	1570	3	45,000	135,000		
		見積書に記載されている金額と一致させること。						
合計						135,000		

②工事費

工事内容	数量	単位	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考
ガラス交換	12	枚	6,000	72,000	
	助成対象経費経費のみ記入してください。 諸経費、廃材処分費、消費税等は助成対象外です。				
合計				72,000	

③助成対象費用合計

207,000 円

費用明細書(天井・外壁・床の断熱改修工事)

①材料費

工事種目	国補助登録番号	断熱材の種類	厚み(mm)	施工面積(m ²)	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考
天井							
見積書に記載されている金額と一致させること。							
外壁							
床	〇〇〇〇〇	真空断熱材	-	19.87	4000	79,480	
合計						79,480	

②工事費

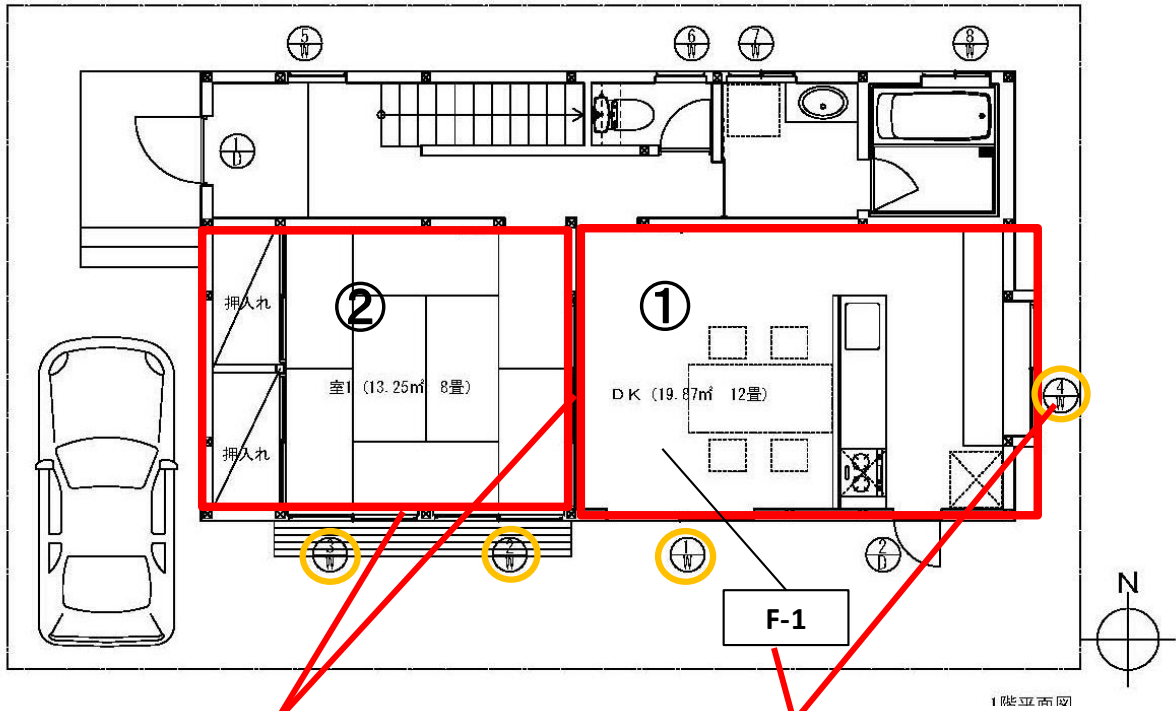
工事種目	工事内容	数量	単位	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考
天井						
外壁						
助成対象経費経費のみ記入してください。 諸経費、廃材処分費、消費税等は助成対象外です。						
床	床改修工事	1	式		60,000	
	撤去費	1	式		30,000	
合計					90,000	

③助成対象費用合計

169,480 円

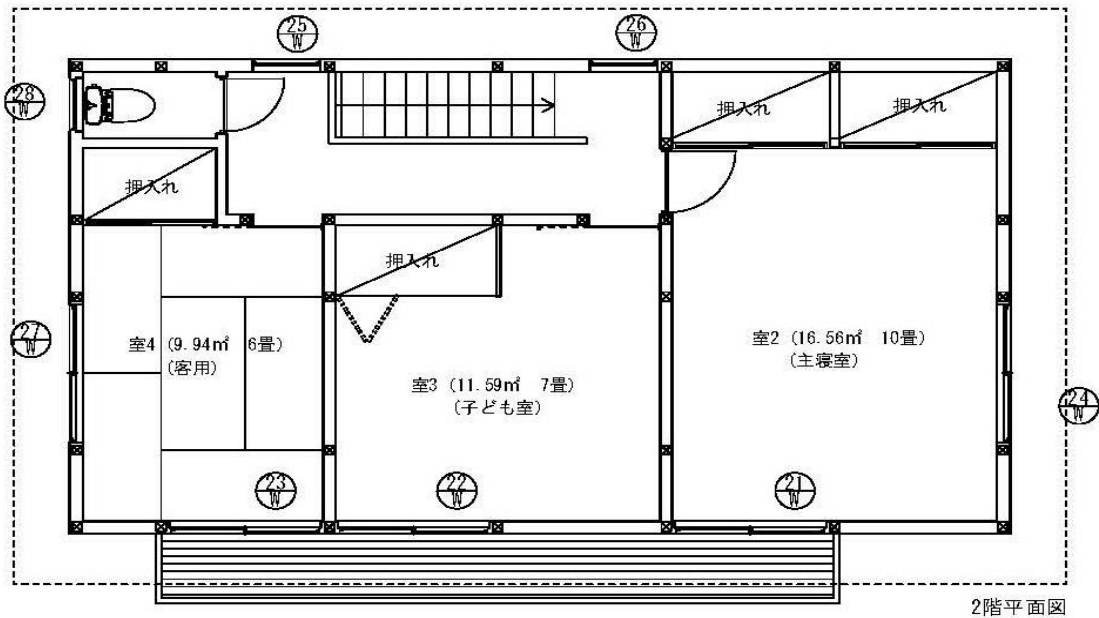
(平面図の記載例)

外壁の省エネルギーフォームを実施する際は、適宜図面を追加してください。
集合住宅で複数の省エネルギーフォームを実施する場合、同一の間取りであれば代表図面を記載してください。



リフォームする居室全体を赤枠で囲ってください。省エネルギーフォーム実施計画書に記載されている番号と一致するようにしてください。

改修箇所（窓・床・外壁）を図面に番号をつけ、省エネルギーフォーム実施計画書に記載されている番号と一致するようにしてください。



誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第8条の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

東京都〇〇区〇〇〇〇 〇-〇-〇

氏 名

環境 太郎 印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

工事完了時

第12-1号様式(第19条関係)

交付決定番号 ○○○○○○

平成 ○○年 ○○月 ○○日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

交付決定番号及び提出日を記入してください。

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金事業完了報告書
(住宅の所有者(個人)又は管理組合用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業交付要綱」第19条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

個人又は管理組合が申請する場合は、こちらの様式を使用してください。

(1) 住宅の所有者(個人)又は管理組合

住所	〒 ○○○-○○○ 東京都○○○区○○○町 ○-○○○-○○○			管理組合で申請する場合は、代表者名を記入してください。
氏名	フリガナ カンキョウ タロウ	電話番号	○○-○○○-○○○	
	環境 太郎	FAX番号	○○-○○○-○○○	
		メールアドレス	○○○○○@○○.○○.○○	
助成対象住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 空き家(改修後の用途: _____、入所定員: _____名)	総戸数	1 戸	
助成対象住宅の住所	〒 ○○○-○○○ 東京都○○○区○○○町 ○-○○○-○			
管理組合名*	フリガナ _____			
管理組合住所*	〒 _____			
住宅の所有者(個人)又は管理組合代表者の印	既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金事業完了報告書の提出に当たり、交付要綱の規定を遵守することに同意し、本報告の内容に間違いがないことを確認したうえで、捺印します。		実 印	

管理組合で申請する場合は、代表者名を記入してください。

空き家における再エネ導入・省エネリフォームを実施する場合、「空き家」を選択し、改修後の用途、入所定員を記入してください。

※管理組合の場合に記入すること。

設置完了日を必ず記入してください。

(2) 設置機器等に係る情報

名称	導入規模等	設置完了日
<input checked="" type="checkbox"/> 高性能建材	改修部位 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 外壁 <input checked="" type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 天井)	H○○.○○.○○
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	4 kW	H○○.○○.○○
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	m ²	
<input type="checkbox"/> 太陽熱温水器	m ²	

(3) 助成申請金額(事業完了後)

設置機器等名称	助成金交付決定額	助成金申請額(事業完了後)
<input checked="" type="checkbox"/> 高性能建材	62,700 円	62,700 円
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	80,000 円	80,000 円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	円	円
合 計		142,700 円

(4) 国の補助金等に関する情報

① 国の事業

事業名			
交付業務等 実施団体名		補助金等 交付額	円

② 区市町村その他の団体の事業

事業名			
区市町村等名		補助金等 交付額	円

機器等設置完了報告書(高性能建材用)

住宅における再エネ導入・省エネルギー事業

省エネルギー実施完了報告書に記載されている金額と一致させること。

①助成対象経費の内訳

改修部位	事業費(税抜)		
	助成対象事業に要する経費(A)	助成対象外経費(B)	助成対象経費(A)-(B)
窓	207,000 円	0 円	207,000 円
天井・外壁・床	169,480 円	0 円	169,480 円
合計金額	376,480 円	0 円	376,480 円

②助成金申請額

助成対象経費(A)	算定助成金額(B) = (A) × 1/6	交付決定額(C)	助成申請額※(事業完了後)
376,480 円	62,700 円	62,700 円	62,700 円

※1 (B)と(C)のうち、低い額を記入すること。

100円未満は切捨てになります。

空き家における再エネ導入・省エネルギー事業

①助成対象経費の内訳

改修部位	事業費(税抜)		
	助成対象事業に要する経費(A)	助成対象外経費(B)	助成対象経費(A)-(B)
窓	円	円	円
天井・外壁・床	円	円	円
合計金額	円	円	円

②助成金申請額

助成対象経費(A)	算定助成金額(B) = (A) × 1/2	交付決定額(C)	助成申請額※(事業完了後)
円	円	円	円

※ (B)と(C)のうち、低い額を記入すること。

機器等設置完了報告書(太陽光発電システム用)

太陽光発電システムを設置する場合にこの様式を提出してください。

(1) 太陽電池モジュール等に係る情報

既設・新設	<input type="checkbox"/> 既設 <input checked="" type="checkbox"/> 新設		
設置完了日 ^{※1}	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日		
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> その他()		
電力使用場所 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 共用部 <input checked="" type="checkbox"/> 各住戸		
太陽電池の最大出力の合計値(A)	4.00		kW
パワーコンディショナの定格出力(B)	4.00		kW
助成額算定基準出力 ^{※3}	4.00		kW

※1 助成対象住宅の種別が戸建住宅の場合は各住戸を選択すること。

※2 システム概要及び性能を証明する書類を公社の指示に従い、別途提出すること(様式自由)

※3 (A)と(B)のうち、低い値を記入すること。

(2) 助成対象経費の内訳(既設の場合は記入しないこと)

費目	事業費(税抜)		
	助成事業に要する経費(A)	助成対象外経費(B)	助成対象経費(A)-(B)
工事費	300,000 円	0 円	300,000 円
その他 [*]	1,300,000 円	1,300,000 円	円
合計金額	1,600,000 円	1,300,000 円	300,000 円

※助成対象外の経費(太陽電池モジュールの設備費を含む)

見積書に記載されている金額と一致させること。

(3) 助成金申請額(既設の場合は記入しないこと)

助成額算定基準出力(A)	助成単価(B)	算定助成額(C)=(A)×(B)	交付決定額(D)	助成金申請額 [*] (事業完了後)
4.00 kW	20,000 円	80,000 円	80,000 円	80,000 円

※(C)と(D)のうち、低い額を記入すること

交付決定通知書に記載されている金額を記入すること。

第12-4号様式(第19条関係)

機器等設置完了報告書(太陽熱利用システム用)

太陽熱利用システムを設置する
場合にこの様式を提出してください。

(1) 太陽熱利用システムに係る情報

既設・新設	<input type="checkbox"/> 既設 <input checked="" type="checkbox"/> 新設
設置完了日 ^{※1}	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯 <input type="checkbox"/> 暖房 <input type="checkbox"/> 給湯及び暖房
太陽熱使用場所 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 共用部 <input checked="" type="checkbox"/> 各住戸
集熱器の面積の合計 (助成額算定基準面積)	4.00 m ²

※1 既設の場合は記入しないこと

※2 助成対象住宅の種別が戸建住宅の場合は各住戸を選択すること。

(2) 助成対象経費の内訳(既設の場合は記入しないこと)

費目	事業費(税抜)		
	助成事業に要する経費 (A)	助成対象外経費 (B)	助成対象経費 (A) - (B)
設備費	800,000 円	0 円	800,000 円
工事費	300,000 円	0 円	300,000 円
その他 [※]	150,000 円	150,000 円	円
小計	1,250,000 円	150,000 円	1,100,000 円

※助成対象外の経費

見積書に記載されている金額と一
致させること。

(3) 助成金交付申請額(既設の場合は記入しないこと)

助成額算定基準面積 (A)	助成単価 (B)	算定助成額 (C) = (A) × (B)	交付決定額 (D)	助成金申請額 [※] (事業完了後)
4.00 m ²	70,000 円	280,000 円	280,000 円	280,000 円

※(C)と(D)のうち、低い額を記入すること。

交付決定通知書に記載されている
金額を記入すること。

第12-5号様式(第19条関係)

機器等設置完了報告書(太陽熱温水器用)

太陽熱温水器に係る情報

設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> その他()
太陽熱使用場所 [※]	<input type="checkbox"/> 共用部 <input checked="" type="checkbox"/> 各住戸
集熱器の面積の合計	4.00 m ²

※ 助成対象住宅の種別が戸建住宅の場合は各住戸を選択すること。

【戸建住宅】 省エネリフォーム実施完了報告書

名称	〇〇〇〇		
所在地	東京都〇〇区〇〇〇 〇〇〇-〇〇		
着手日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	竣工日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
敷地面積	150 m ²	延床面積	110 m ²
住宅の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> その他()		

施工箇所番号※	種類	施工箇所の用途 (部屋名)	
			部屋名を記入してください。
①	主宅居室	ダイニングキッチン	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 (<input checked="" type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input checked="" type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
②	主宅居室	室1	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 (<input checked="" type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
③			プルダウンメニューより、内窓、外窓、ガラス交換から選択してください。
④			<input type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
⑤			<input checked="" type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
⑥			<input type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
⑦			<input type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
⑧			<input type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
⑨			<input type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁
⑩			<input type="checkbox"/> 窓 (<input type="checkbox"/> 内窓取付 <input type="checkbox"/> 外窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁

※箇所番号に対応する改修箇所を平面図に明記すること

【戸建住宅】省エネルギーフォーム使用高性能建材一覧(窓の断熱改修工事)

番号※	施工方法	国補助登録番号	メーカー名	製品名	製品型番	窓サイズ(mm)		備考
						幅(W)	高さ(H)	
W- 1	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W- 2	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W- 3	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W- 4	内窓	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	Low-E 複相ガラス	〇〇〇〇〇〇	730	1570	
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								
W-								

図面と番号が一致するようにしてください。

プルダウンメニューより、内窓、外窓、ガラス交換から選択してください。

カタログ等に記載されている値と一致させること。

※番号に対応する改修部位を平面図に明記すること

【戸建住宅】省エネルギーフォーム使用高性能建材一覧(天井・外壁・床の断熱改修工事)

工事種目	番号 ※1	構成	国補助 登録番号	断熱材の種類	厚み (mm)	熱 伝導率 (λ値) ※2	熱 抵抗値 (R値) ※2	合計 熱 抵抗値 (R値) ※2	備考
天井	C-	1層目							
		2層目							
	C-	1層目							
		2層目							
	C-	1層目							
		2層目							
C-	1層目								
	2層目								
外壁	OW-	1層目							
		2層目							
	OW-	1層目							
		2層目							
	OW-	1層目							
		2層目							
OW-	1層目								
	2層目								
床	F- 1	1層目	〇〇〇〇〇	真空断熱材	-	0.002	-	0.002	
		2層目							
	F-	1層目							
		2層目							
	F-	1層目							
		2層目							
F-	1層目								
	2層目								

吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を申請する場合は、施工業者の情報を記入してください。

※1 番号に対応する改修部位を平面図に明記すること

※2 厚みが110mm未満(天井・外壁)又は90mm(床)である場合に記入すること

■国補助事業において、施工業者が指定されている場合は、施工業者の情報を記載すること。

工事種目	施工業者名	支店名

【戸建住宅】費用明細書(窓の断熱改修工事)

①材料費

国補助 登録番号	製品名	窓サイズ(mm)		窓数 (枚)	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考	
		幅(W)	高さ(H)					
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	730	1570	3	45,000	135,000		
見積書に記載されている金額と一致させること。								
合計						135,000		

②工事費

工事内容	数量	単位	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考
ガラス交換	12	枚	6,000	72,000	
助成対象経費経費のみ記入してください。 諸経費、廃材処分費、消費税等は助成対象外です。					
合計				72,000	

③助成対象費用合計

207,000 円

【戸建住宅】費用明細書(天井・外壁・床の断熱改修工事)

①材料費

工事 種目	国補助 登録番号	断熱材の種類	厚み (mm)	施工面積 (㎡)	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考
天井							
見積書に記載されている金額と一致させること。							
外壁							
床	〇〇〇〇〇	真空断熱材	-	19.87	4,000	79,480	
合計						79,480	

②工事費

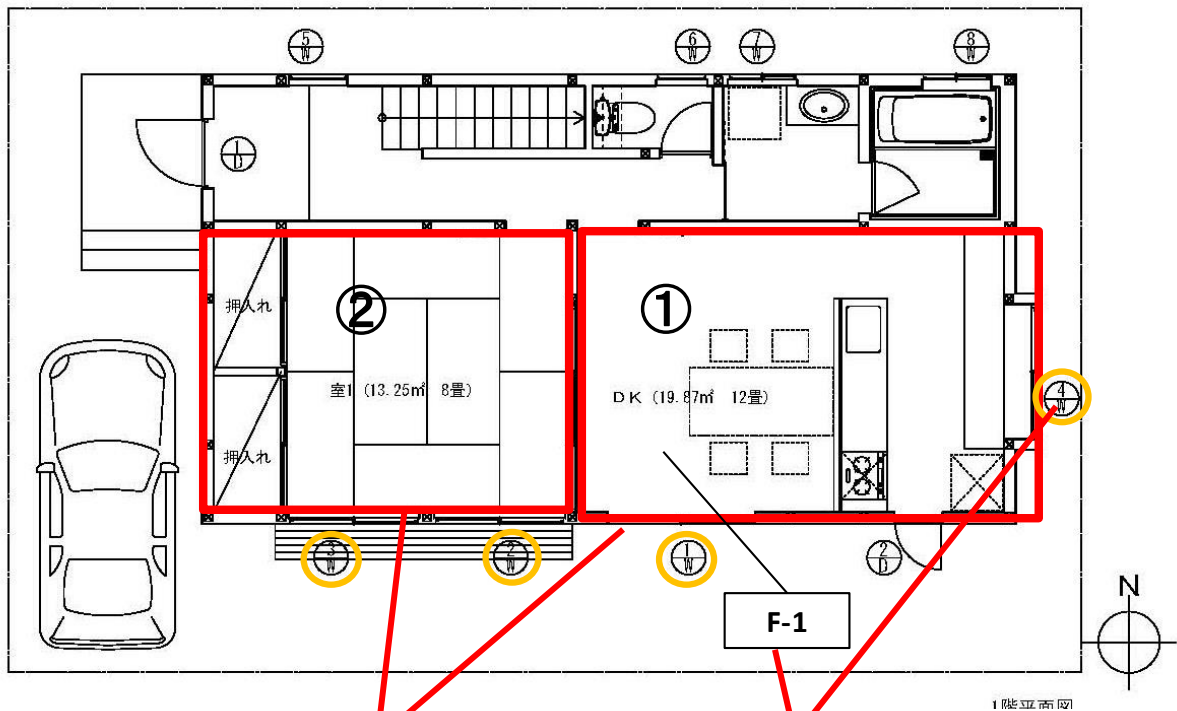
工事 種目	工事内容	数量	単位	単価(円) [税抜]	金額(円) [税抜]	備考
天井						
外壁						
助成対象経費経費のみ記入してください。 諸経費、廃材処分費、消費税等は助成対象外です。						
床	床改修工事	1	式		60,000	
	撤去費	1	式		30,000	
合計					90,000	

③助成対象費用合計

169,480 円

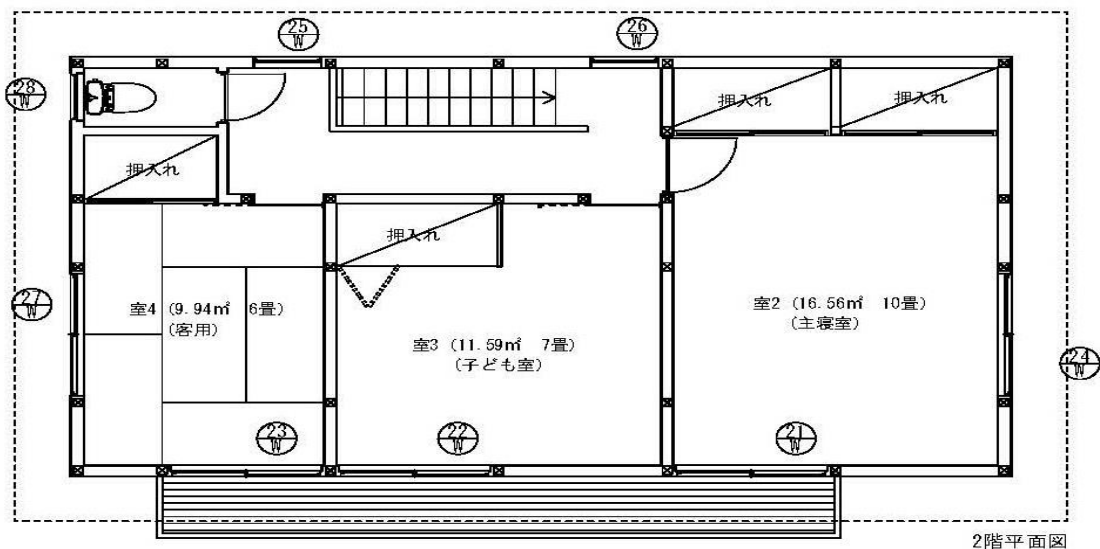
(建物平面図の記載例)

外壁の省エネルギーフォームを実施する際は、適宜図面を追加してください
集合住宅で複数の省エネルギーフォームを改修する場合、同一の間取りであれば代表図面を記載してください。



リフォームする居室全体を赤枠で囲ってください。省エネルギーフォーム完了報告書に記載されている番号と一致するようにしてください。

改修箇所(窓・床・外壁)を図面に番号をつけ、省エネルギーフォーム完了報告書に記載されている番号と一致するようにしてください。



その他申請書類記載例
必要に応じて記載例を参考にして、提出してください。

第6号様式（第12条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
助成金交付申請撤回届出書


平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって交付決定のあった上記助成金に係る申請は、下記のとおり撤回することとしたので、公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	〇〇〇〇〇〇
助成対象住宅 の住所	〒 ●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●

(2)申請者に係る事項

住所	〒 ●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 △△-△△		
氏名	フリガナ カンキョウ タロウ 環境 太郎		
申請者実印		電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	△△△△@□□□.〇〇.〇〇

(3)申請撤回に係る事項

申請の撤回理由	金融機関からの融資が受けられなくなったため。
撤回された交付 申請に係る助成 金の額	〇〇〇〇〇〇〇円

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

公益財団法人東京都環境公社

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
助成事業継続実施承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日 付で交付決定のあった標記助成金に係る助成事業者の地位を承継し、当該助成事業を継続して実施したいので、既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱（平成27年6月23日27都環公総地第447号）第13条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

(1) 助成金交付に係る事項

助成金交付決定番号	〇〇〇〇〇〇
助成対象住宅の住所	東京都〇〇区〇〇〇〇 ●—●●●●
交付決定年月日	平成〇〇年〇〇年〇〇日
交付決定金額	〇〇〇万円

(2) 事業承継に係る情報

承継前	氏名	環境 太郎	承継前 助成事業者実印	実印
	住所	東京都〇〇区〇〇〇 ●—●●●●		
承継後	氏名		承継後 助成事業者実印	実印
	住所	東京都〇〇区△△△ ●—●●●●		
承継の理由		相続の為		

(注) この用紙は日本工業規格A4とする。

(注) 事業承継が確認できる書類を添付すること。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
助成事業計画変更申請書


公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、当該交付要綱第14条第1項に基づき、助成事業計画の変更を下記のとおり申請します。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	○○○○○○
助成対象住宅 の住所	〒 ○○○-●●●● 東京都○○区○○○ ●-●●●●

(2)所有者(助成事業者)に係る事項

住所	〒 ○○○-○○○ 東京都○○区○○○ ●-●●●●		
氏名	フリガナ カンキョウ タロウ 環境 太郎		
所有者 (助成事業者) 実印		電話番号	○○-○○○○-○○○○
		FAX番号	○○-○○○○-○○○○
		メールアドレス	△△△△@□□□.○○.○○

(3)助成事業の計画変更に係る事項

変更の内容	助成対象経費の変更
変更の理由	見積りの内訳が変更となったため。
【備考】	

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2)助成事業の内容を変更や助成対象経費の内訳を変更する場合、あらかじめ提出すること。

(注3)変更の内容が確認できる資料を添付すること。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
住所等変更届

公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、当該交付要綱第16条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	〇〇〇〇〇〇
助成対象住宅 の住所	〒 ●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●

(2)住所等に係る事項

変更前	住所	〒 ●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●		
	氏名	フリガナ カンキョウ タロウ 環境 太郎		
	申請者実印	実印	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	△△△△@□□□.〇〇.〇〇	
変更後	住所	〒 ●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 △-△△		
	氏名	フリガナ カンキョウ タロウ 環境 太郎		
	申請者実印	実印	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	△△△△@□□□.〇〇.〇〇	
変更の理由	区画整理の為			
変更日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			

※1 変更が生じた項目について、該当する新旧それぞれの枠内に必要な情報を記入すること。

※2 申請者(助成事業者)の氏名に変更が生じた場合のみ、変更後の捺印をすること。

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2)この様式は、助成金交付申請日から法定耐用年数の期間までに、助成事業者の住所等の変更が生じた場合に、速やかに提出すること。

(注3)申請者の住所に変更が生じた場合は、変更後の住民票の原本(発行後3箇月以内のもの)を提出すること。ただし、住所を移転することなく、町名変更等により所有者の住所が変更となった場合は、住民票に代わるものとして、区市町村が発行する住所番号の決定通知書を提出することができる

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成事業中止報告書
(住宅の所有者（個人）又は管理組合用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業」第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(1) 住宅の所有者（個人）又は管理組合

住所	〒 ●●●●-○○○○			
	東京都○○区○○○○ ●-●●●●			
氏名	フリガナ	カンキョウタロウ	電話番号	○○-○○○○-○○○○
		環境 太郎	FAX番号	○○-○○○○-○○○○
			メールアドレス	△△△△@□□□.○○.○○
助成対象住宅の住所	〒 ●●●●-○○○○ 東京都○○区○○○○ ●-●●●●			
管理組合名※	フリガナ		助成事業者 実印	実印
管理組合住所※	〒			

※管理組合の場合に記入すること。

(2) 中止の理由

(具体的な理由を記入)

全ての金融機関から融資を受けられなかったため。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
助成金交付請求書

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日付けをもって交付決定のあった上記助成金に係る事業について、公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	〇〇〇〇〇〇
助成対象住宅 の住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇
	東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●

(2)助成事業者に係る事項

住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●		
氏名	フリガナ 環境 太郎		
被交付者実印		電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	△△△△@□□□.〇〇.〇〇

(3)助成金交付請求額等

助成金交付額	500,000 円
工事完了年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(4)助成金振込先に関する情報

金融機関名	カタカナ	〇〇ギンコウ 〇〇シテン						
	漢字	〇〇銀行 〇〇支店						
金融機関コード	〇	〇	〇	〇	支店番号	〇	〇	〇
預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 当座							
口座名義	カタカナ	カンキョウタロウ						
	漢字	環境 太郎						
口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※口座番号等がわかる書類(通帳のコピー等)を添付すること

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
所有者(助成事業者)変更届

公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、当該交付要綱第22条第2項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	〇〇〇〇〇〇
助成対象住宅 の住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●

(2)所有者(助成事業者)に係る事項

変更前	住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●		
	氏名	フリガナ カンキョウタロウ 環境 太郎		
	所有者 (助成事業者) 実印	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
メールアドレス		△△△△@□□□.〇〇.〇〇		
変更後	住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●		
	氏名	フリガナ カンキョウハナコ 環境花子		
	所有者実印	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
メールアドレス		□△△△@□□□.〇〇.〇〇		
変更の理由	相続の為			
変更日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			

(3)助成金の交付に伴う義務の承諾

<input checked="" type="checkbox"/> 承諾します。	取得財産等の所有者の変更に伴い、「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業交付要綱」に定められた助成事業者における助成金の交付に伴う義務についても、取得財産等の変更後の所有者に移転することを承諾します。
--	--

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2)この様式は、助成金交付申請日から法定耐用年数の期間までに、取得財産等の譲渡等により所有者(助成事業者)の変更が生じた場合に、速やかに提出すること。

(注3)所有者(助成事業者)の死亡に伴う変更の場合は、変更前の所有者の実印を押印せず、住民票の除票の写し又は死亡届の写しを提出すること。

(注4)変更後の所有者の本人確認書類(運転免許証等の写し)を提出すること。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
取得財産等処分承認申請書


平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日付けをもって交付決定のあった上記助成金に係る事業について、公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、第23条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	〇〇〇〇〇〇
助成対象住宅 の住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●

(2)助成事業者に係る事項

住所	〒 ●●●●-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇〇 ●-●●●●		
氏名	フリガナ カンキョウタロウ 環境 太郎		
助成事業者実印		電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	△△△△@□□□.〇〇.〇〇

(3)取得財産等の処分に係る事項

処分する取得 財産等	太陽光発電システム一式、高性能建材（窓、外壁）
処分の方法	廃棄
処分の理由	地震による建物倒壊の為
処分予定日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2)この様式は、法定耐用年数の期間までに取得財産等を処分しようとする場合に、提出すること。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

既存住宅における再エネ・省エネ促進事業
助成金返還報告書

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日付けをもって交付決定のあった上記助成金に係る事業について、公益財団法人東京都環境公社が定める「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業助成金交付要綱」第25条第4項の規定に基づき、助成金を返還しましたので報告します。

記

(1)助成金交付に係る事項

助成金交付 決定番号	○○○○○○○○
助成対象住宅 の住所	〒 ○○-○○○○ 東京都○○区○○ ○○○-○○

(2)助成事業者に係る事項

住所	〒 ○○-○○○○ 東京都○○区○○ ○○○-○○		
氏名	フリガナ カンキョウタロウ 環境太郎		
助成事業者実印		電話番号	○○-○○○○-○○○○
		FAX番号	○○-○○○○-○○○○
		メールアドレス	○○-○○○○-○○○○

(3)助成金の返還に係る事項

助成金交付額	○○○○○○○円
返還を請求された 年月日及び金額	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 金 ○○○○○○ 円
返還した年月日 及び金額	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (1) 返還金 金 ○○○○○○ 円 (2) 加算金 金 ○○○○○○ 円 (3) 延滞金 金 ○○○○○○ 円
添付資料	加算金及び延滞金の算出根拠資料
未返還額	(1) 返還金 金 ○○○○○○ 円 (2) 加算金 金 ○○○○○○ 円 (3) 延滞金 金 ○○○○○○ 円

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。